

# 麻しん・風しんの 検査及び調査にご協力ください。

- 1 医師により保健所長を経由して都道府県知事へ直ちに届出が行われます。  
感染症法第12条第1項により定められています。
- 2 血液・尿・咽頭ぬぐい液などの採取にご協力ください。

麻しんや風しんと診断された場合は、患者の皆様に感染症法に基づく検体（血液、尿、咽頭ぬぐい液など）の採取をご協力いただいております。



血液検査



尿検査



咽頭ぬぐい液検査

●検体採取前に保健所へお問い合わせ下さい

- 3 保健所の職員による感染拡大防止のための調査へご協力ください。

麻しん・風しんは、人から人へ感染させる可能性のある病気です。そのため、保健所は、感染の流行を予防するため、感染が疑われる方を確認し、必要な方へ緊急ワクチン接種の推奨や健康観察等を行っています。